

今年度末、退職する組合員の皆さまへ

退職時の年金関係手続等についてお知らせ します

今年度末62歳以下で退職する組合員

組合員期間が1か月以上あり、退職時に老齢厚生年金の受給権が発生していない方は、組合員期間中の年金記録(これまでの公務員期間や給与情報等)を整備し、「年金待機者」として登録する手続が必要です。

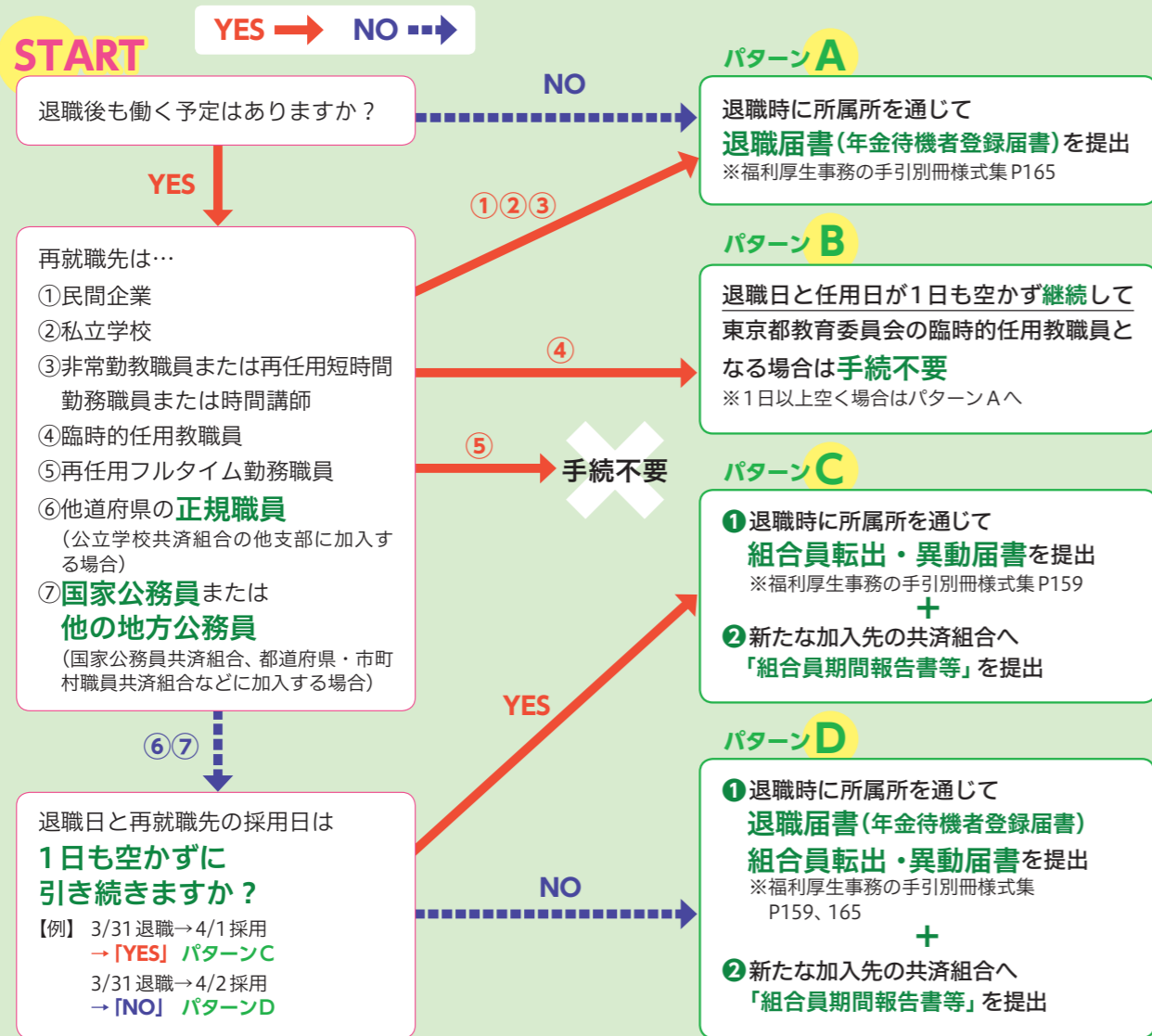


手続には、「退職届書」「組合員転出・異動届書」の提出が必要となります。

下記のフローチャートでご自分に必要な手続をご確認いただき、所属所を通じて提出してください。

退職時手続フローチャート

ポイント 必要な手続は、「公務員共済組合期間が引き続くかどうか」で異なる！



★臨時的任用教職員で任用終了後、再度任用予定の方は
現在、臨時的任用教職員で、年度末に任用終了後、次の任用開始まで「31日以内」であれば、組合員資格は引き続きます。その場合は年金関係手続不要となります。

【例】 3/25任用終了→4/15任用開始→資格が継続するため**手続不要**
3/25任用終了→5/8任用開始→資格喪失となるため**パターンA**

今年度末63歳以上で退職する組合員

今年度末の年齢が63歳以上(生年月日が昭和33年4月1日以前)で退職する方は、退職時に以下の手続が必要です。手続が必要となるのは、①再任用フルタイム勤務を終了する方、都立大学を退職する方、②臨時的任用教職員(産休・育休代替教職員)の任用が3月下旬で終了する方などです。

任用	手続	手続内容	手続方法
①再任用フルタイムまたは都立大学勤務	退職改定請求	退職時までの組合員期間や報酬等の記録を加算して、年金額を再計算し、決定します。在職中の支給停止を解除します。	令和3年2月下旬ごろ請求書類を送付します。必要書類を添えて、期限までに提出してください。
②臨時的任用教職員			年金担当へご連絡ください。請求書類を送付します。 ※令和3年4月以降に組合員資格が引き続く方は連絡不要です。 左ページ下の★参照

①の対象者は給与支給機関から情報が提供されるため**退職の連絡は不要**ですが、令和3年3月12日(金)になっても請求書類が届かない場合は、給付貸付課年金担当までご連絡ください。

在職中に年金の受給開始年齢に到達したが、請求手続を行っていなかった方は、退職改定請求と併せて年金決定請求手続を行う必要があります。なお、請求書を提出後、年金の決定・支給までにはおおむね4～5か月かかります。



ねんきん基礎知識 「組合員転出・異動届書」って何のために出すの？

公務員の年金は、すべての加入期間を合算して、最後に所属した共済組合で決定・支給します。そのため、公務員として他の共済組合で再就職した場合、前に所属した共済組合から後に所属した共済組合へ加入期間や給料記録等の情報を引き継ぐ必要があります。「組合員転出・異動届書」は再就職後の共済組合を把握する大切な情報源となりますので、忘れずに提出をお願いします。

年金関係手続等説明会(3月)のご案内

定年前に退職する50歳以上59歳以下の方を対象に、年金手続および退職後の健康保険制度に関する説明会を開催します。対象となる方はお申込みの上、ぜひご出席ください。

- ▶ 対象者**
昭和36年4月2日生まれから昭和46年4月1日生まれまでの組合員で、本年度末に退職する方(希望者)
- ▶ 開催日時**
令和3年3月17日(水)・3月18日(木)
〈所属が23区内にある方〉
午前9時30分から午前11時30分まで
〈所属が多摩地域にある方〉
午後1時30分から午後3時30分まで
※ 詳細は通知文を参照してください。
- ▶ 説明内容**
◆ 公的年金制度の概要と今後の年金関係手続
◆ 退職後の健康保険制度など
- ▶ その他注意事項**
◆ 事前申込が必要です。
◆ 詳細は1月中に各所属所へ通知します。
◆ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止になる場合があります。
- ▶ 会場**
東京都教職員研修センター B1F 視聴覚ホール
東京都文京区本郷1-3-3(水道橋)

問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎03-5320-6828